

## 新規事業!

## 「三歳髪置き祝金」

お子さんが3歳を迎えたご家庭へ、3万円をお贈りします

問 子育て支援課 子ども福祉班  
☎(内線)3365

「髪置き」は、平安時代から行われていた習わしで、赤ちゃんの頃は剃っていた髪を、3歳から伸ばし始めていたそうです。この3歳の節目に、お子さんの健やかな成長を願うと共に、幼稚園などの入学準備資金なども兼ね、祝い金をお贈りします。

## ●対象児童

令和4年4月1日以降に満3歳に達した日から申請までの期間、町内に住民登録がある児童

## ●支給金額

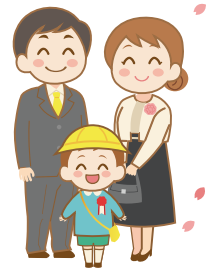
児童1人につき3万円

## ●支給対象

対象児童と同居している父母や祖父母などの養育者  
●町税(国民健康保険税を含む)に未納がないこと

## ●申請方法

児童が満4歳になる前日までに、申請書と必要書類を子育て支援課へ



## 新規事業!

## ベビーシッターなどの利用料を助成しています

問 子育て支援課 子ども福祉班  
☎(内線)3362

妊娠中の方や、乳児をお持ちのお母さん・お父さんが、少しでもリフレッシュできる時間を持てるよう、ベビーシッターなどの利用料を助成しています。対象事業者など、詳しくはお問い合わせいただくか町ホームページをご覧ください。

## ●対象費用

自宅でのベビーシッター(児童の保育)、または家事・育児支援サービスの利用料(令和4年4月1日以降利用分)

## ●助成額

利用料の2分の1(児童1人につき上限4千円。妊娠中に利用した利用料を含む)

## ●対象者 次の要件を全て満たす方

- 利用日時時点で、町内に住民登録がある
- 利用日時時点で、出生後1年以内の子を養育しているか、母子手帳が交付されている妊婦である
- 町税(国民健康保険税を含む)に未納がない

## ●申請方法

利用日から3カ月以内に、申請書と必要書類を子育て支援課へ



## 新規事業!

## 70歳以上の在宅高齢者を対象に補聴器の購入費の一部を助成しています

問 高齢介護課 長寿いきがい班  
☎(内線)3338

加齢性の難聴でお困りの高齢者に広く利用していただくため、所得制限を設けず、医師の診断書も不要としています。補聴器の購入をお考えの方は、ぜひご利用ください。

## ●対象者

町内に住民登録があり、次の要件を全て満たす方

- 令和5年3月31日までに70歳以上になる
- 前年度末までの町民税などを完納している
- 町民税の申告をしている(未申告に該当しない)
- 介護保険法に定める介護保険施設に入所していない
- 障害者総合支援法に基づく補聴器の支給対象とならない

## ●対象機器 令和4年4月1日以降に購入した医療機器認証番号のある補聴器

## ●助成額 上限2万円

## 利用者にも聞きました!



「広報あいかわ」4月1日号で制度のことを知り、すぐに申請しました。補聴器のおかげで、生活に不便がなくなり、毎日楽しく過ごしています。難聴で困っている方には、購入をおすすめします。

中津にお住まいの染谷昌弘さん

新規事業!

急傾斜地の災害対策費を補助しています

問 道路課 道路管理班  
☎(内線)3415

災害に強いまちづくりを推進するため、がけ崩れの防止および災害による被害の復旧、または危険な立木の伐採に係る費用の一部を補助しています。

●対象土地

急傾斜地崩壊危険区域に属する土地など

●対象工事

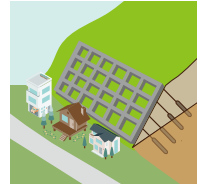
コンクリート擁壁、ブロック積擁壁、コンクリート張り、のり枠、コンクリート吹付け、コンクリート土留柵、落石防護柵、土のう積み、切土、上記に付帯する側溝・集水ます・排水管、危険木の伐採・撤去・処分(枝払い、剪定は除く)

●対象者

町税などの滞納がなく、補助対象土地の所有者または占有者で、自ら補助対象工事を行う個人

●補助額

安全対策工事  
工事費用の3分の1(上限300万円)  
危険木伐採  
伐採費用の2分の1(上限30万円)



拡充!

高等学校等通学助成金の申請を受け付けます  
～バス通学助成金の助成率を25%にアップ!～

問 教育総務課 庶務施設班  
☎(内線)3613

●対象者

次の要件を全て満たす方

- 町内に住所があり、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校、専修学校高等課程にバスまたは自転車で通学している生徒の保護者  
※ 通信制の場合は、通学実日数などにより審査することになりますので、ご相談ください
- 生活保護を受給していない
- 町税(国民健康保険税を含む)に未納がない

●申請方法

申請書に、在学と通学方法について学校の証明を受けた上で、5月16日(月)～令和5年2月28日(火)の間に教育総務課へ提出または郵送(必着)してください。申請書は、教育総務課、ラビンプラザ、レディースプラザ、町ホームページで配布しています。

●助成の内容など

- ※ 助成は、バス通学助成金・自転車通学助成金のいずれかとなります。
- ※ コロナ禍に伴う臨時休校が実施された場合は助成金額を減額する場合があります。

	バス通学助成金	自転車通学助成金
助成の期間など	高校などの就学期間	高校などの就学期間中に1回
助成金額	バス乗車区間の3カ月定期代相当額を3で割った額の25%相当額(100円未満切り捨て)×12カ月分	自転車購入額の2分の1(上限2万円。電動アシスト自転車は上限6万円。100円未満切り捨て)

障がいのある方がお持ちの軽自動車などは  
軽自動車税(種別割)が免除になります

問 税務課 町民税班  
☎(内線)3274

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方などが所有する軽自動車は、軽自動車税(種別割)が免除になります。

●対象

次のいずれかに該当する車両

- ① 身体障害者手帳などをお持ちの方が所有する軽自動車
- ② 身体障害者手帳などをお持ちの方と生計を一にする方が所有する軽自動車
- ③ 身体障害者手帳などをお持ちの方を常時介護する方が運転する軽自動車(身体障がい者などのみで構成される世帯に限ります)
- ④ 公益法人などが公益のために専用する軽自動車
- ⑤ 福祉的構造を有する軽自動車

※ それぞれに等級などの要件がありますので、詳しくは申請前にお問い合わせください。

●申請方法

納税通知書、納税義務者のマイナンバーカード(個人番号カード)または通知カード、運転免許証、身体障害者手帳など(対象①～③の場合)、車検証の写し(対象④⑤の場合)をお持ちの上、税務課へ。代理申請の場合は、代理人のマイナンバーカード、代理人の顔写真付き本人確認書類、委任状も必要です。

●申請期限

口座振替の方は5月19日(木)、納付書払いの方は5月31日(火)

●注意事項

免除の対象となる軽自動車は、身体障害者手帳などをお持ちの方1人につき1台です(普通自動車なども含む)